

すみだモダン

募集要項



こころ、ゆさぶる。

すみだ
モダン

2024年 すみだ地域ブランド推進協議会

すみだモダン ブランド認証について

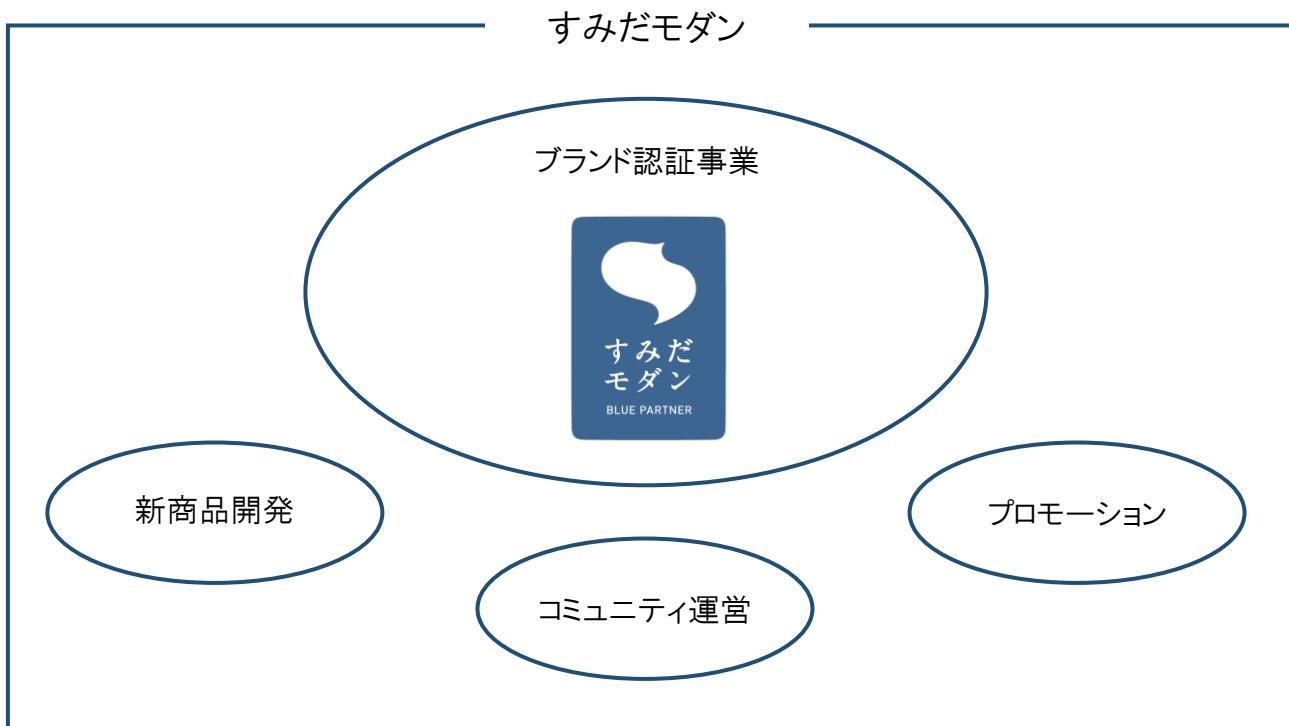
すみだ地域ブランド戦略は、その理念を広めることで事業者の連携を促進し、区内産業を活性化とともに、それを誇りに思う区民を増やすことで、世界に通ずる「ものづくりのまち」としての地域ブランドを確立することを目的としています。

従来（2010-2018）、すみだ地域ブランド推進協議会では、区内の質の高い商品や飲食店メニューをブランド認証し、様々なメディアによるPR活動を通じて、すみだのものづくりの訴求を図ってきました。

2019年には、これまでのブランド認証商品の中から「ベストオブすみだモダン」を選定し、今後の指標にするとともに、昨今の消費者の購買活動や区内産業の変化を鑑み、2年間の再構築期間を経て、2021年にすみだ地域ブランド戦略のリニューアルを実施しました。

新たなブランド戦略では、すみだモダンを「ものづくりを通して、未来のスタンダードを創造し、人々の幸せを育む活動」と再定義し、今後、この活動が区内を中心に幅広く増えていくことをめざします。

すみだ地域ブランド推進協議会では、その目的を果たすため、新商品の開発やコミュニティの運営、プロモーション等を行っていますが、その主要事業の一つが「すみだモダン ブランド認証事業」です。



すみだモダン ブランド認証事業は、その理念に相応しい「事業者の活動」を「すみだモダン」というブランド名で認証するもので、認証後はその活動を様々な形でPRしていきます。

すみだ地域ブランド推進協議会では、認証された事業者の活動を他の事業者にとっての「リーディング」として位置付けています。これは単にすみだのイメージアップや認知度向上のためではなく、その活動を模範として、新たな事業を興す、または事業を継続する事業者を増やし、ものづくりのまちとしてのアイデンティティを存続させていくことを目的としています。

また、墨田区では「すみだモダン」を実践する事業者を「すみだモダンブルーパートナー」と呼称し、区の地域ブランドをともに向上していく関係としてパートナーシップを結び、その事業者の活動を広く周知していく等の支援を行います。

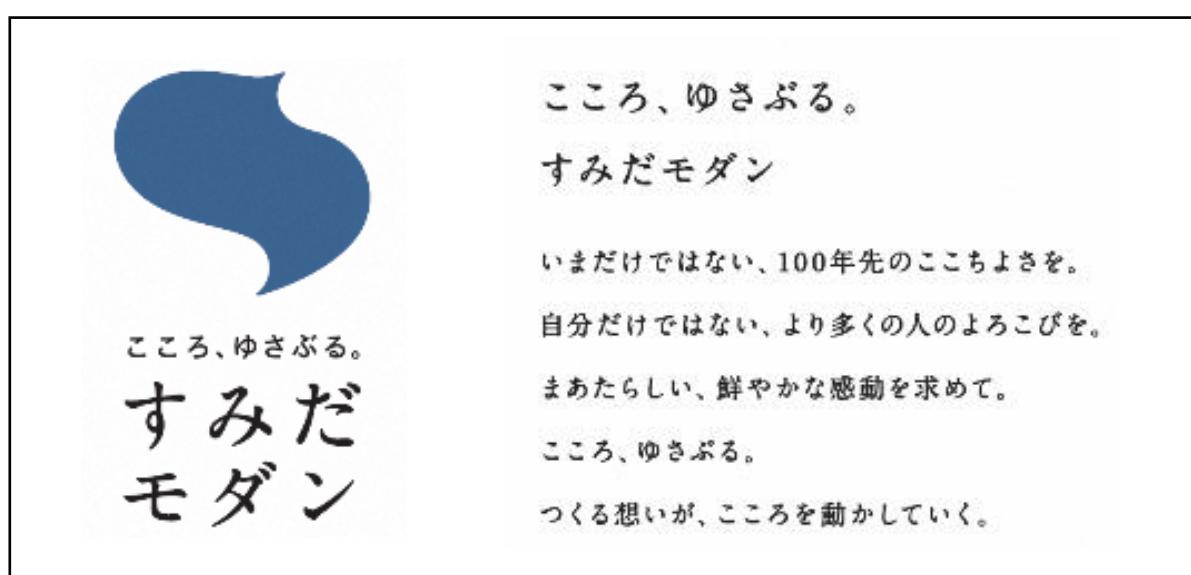
よって、すみだモダンブルーパートナーには、すみだモダンに認証された活動を継続的に宣伝広報するほか、墨田区や他事業者等と積極的に協力・連携していく姿勢が求められます。

すみだモダンの定義と理念

すみだモダンは「ものづくりを通して、未来のスタンダードを創造し、人々の幸せを育む活動」と定義しています。その理念（評価要素）は下記のとおりです。

持続可能性 未来への約束を果たす	暮らし・社会・環境の調和が取れた豊かな未来を創るために、「ものづくりを大きな視点で捉えて」工夫をしている。 ▶環境に配慮し、プロダクトライフサイクルを意識したものづくりの実践 ▶倫理的（エシカル）で健全な事業の展開 ▶普遍的な価値を持つ製品やサービスの追求 など
共創性 知恵を集めて新しい価値を創る	事業者同士の協業や共創の仕組みを活用し、「知恵を集める」ことで、社会に対してよりインパクトのある価値を提供している。 ▶様々な立場の人の知恵を集める共創の仕組みを活用 ▶異業種で連携して事業を推進 ▶川上から川下まで総合的に事業を展開 など
独自性 粋な視点と遊び心を大切にする	他にはない独自の視点を大切にして、生活者や社会に「その手があったか！」と思わせるような、新鮮な驚きを与えていたる。 ▶意外性や独創性のある着眼点 ▶下町らしいどこか遊び心がある表現 ▶生活者に行動変容を促すような提案 など
多様性 様々な人の幸せなつながりを育む	ものづくりやサービスの提供を通して、「様々な人々の幸せを育む」豊かな関係づくりをサポートしている。 ▶誰ひとり排除しない開かれた製品やサービスを追求 ▶すみだのことを知りたくなる／訪ねたくなるような製品やサービスを提供 ▶事業を通じた交流の促進 など

すみだモダンロゴマーク・ブランドステートメント



応募資格

【自薦】以下の「応募要件」に該当する方

<応募要件>

- ・区内に主たる事業所を有する事業者等
- ・すみだモダンオープンパートナーであること（すみだモダンコミュニティ登録者）
- ・特別区民税、都民税を滞納していないこと
- ・墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が経営に関与していない事業者であること

【他薦】墨田区民 *「墨田区民」とは、墨田区在住、在勤、在学の方を指します。

認証対象

認証対象は、区内事業者等が実践する「活動」及びその活動に関連する「商品」です。

- *「活動」を実践する場所は区内外を問いません。
- *「商品」のみの審査を受けることはできません。

*これまでに「すみだモダン ブランド認証」に応募実績のある「活動」及び「商品」は対象外になります。

ただし、応募実績があっても、内容に発展性が認められる場合は、その限りではありません。

*後述する認証特典が受けられるのは、審査会を通じて認証を受けた「活動」及び「商品」に限ります。

*「活動」と「商品」の応募をした場合でも、審査の結果によっては「活動」のみの認証となる場合がございます。

認証基準・品質基準

「活動の審査」と「商品の審査」は、以下の基準に基づき、すみだ地域ブランド推進協議会の審査会が審査し、同協議会の理事会が承認します。

<「活動の審査」における認証基準>

- ・ものづくりを通した活動であること
- ・1年以上継続している活動であること
- ・前述の「すみだモダンの理念（評価要素）」との合致度が高いこと
- ・区や他事業者とともに地域ブランドの向上をめざす意欲（積極性）が高いこと

積極性	ものづくりのまちのブランド力向上に寄与する先進的な活動を実践し、区や他事業者と協働する姿勢がある。 ▶他の事業者の参考となるような事業展開
ともに地域ブランドの向上をめざす	

	<p>▶多くの主体を巻き込んでいく牽引力</p> <p>▶区の施策への積極的な参画や画期的な提案 など</p>
--	---

<「商品の審査」における認証・品質基準>

「活動の審査」を通過したものに限り、すみだ地域ブランド推進協議会の審査会がその商品のデザイン性や機能性、先進性、技術力等のクオリティを審査し、同協議会の理事会が認証します。

ただし、次のとおり、品質、性能が商品の関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、また社会通念上妥当な使用条件において、問題のある商品については認証されません。

1 原材料

発ガン性物質、中毒性物質、いわゆる環境ホルモンなど地球環境、生命への安全性、健康への悪影響を及ぼすことが懸念される物質やそれを含む原材料は使用しないこと。

2 構造

- ・人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと。
- ・社会通念上妥当な使用条件および使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと。
- ・大量生産する場合にも生産品質が安定していること。

3 表記

法規に適合する表示（例：家庭用品品質表示法）および各業界の自主ガイドライン（例：社団法人日本玩具協会玩具安全基準）に準拠する表示をはっきり、誤解を生じないように行うこと。

4 連法規・業界自主ガイドライン

- ・商品に関連する法規および各業界の自主ガイドラインの基準をすべて確認し、これを満たしていること。
- ※関連する法規例

日本工業規格（JIS 法）、不当景品類および不当表示防止法、家庭用品品質表示法、食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格化および品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）など

※業界自主ガイドライン例

玩具安全基準、日本タオル検査協会検査基準、日本化学繊維検査協会検査基準など。またこれらに準ずる各業界の自主ガイドライン

- ・薬事法に該当すると想定される商品は、同法に適合することを確認すること。

实物審査までに、その商品の品質・性能が関連法規や業界自主ガイドラインの基準を満たした商品であることを保証する「誓約書」を提出する必要があります。生産物賠償責任等の問題については、応募者（生産者）が一切の責任を負うものとします。

認証期間

認証期間に定めはありません。認証時と同一の活動が継続している限り、認証は有効です。ただし、下記のいずれかに該当する場合は認証を取り消すことがあります。

- ・虚偽の申請もしくは報告又は不正行為によって認定を受けたことが判明した場合
- ・認証した活動を取りやめたと認められた場合
- ・すみだモダン認証取消申請書が提出され、正当に受理された場合
- ・すみだモダンブルーパートナーが公序良俗に反した場合
- ・すみだモダンブルーパートナーが後述の「すみだモダンブルーパートナーの責務と協力」に記載する内

容を十分に果たさなかったと認められる場合

- ・その他、すみだ地域ブランド推進協議会が適当でないと判断した場合

認証の特典

- 1 すみだモダンとして認証された活動に使用する物品や資料、あるいは商品に「すみだモダンロゴマーク」及び「すみだモダンブルーパートナーロゴマーク」を使用することができます。
- 2 区が関与する展示会や催事、商業施設でのポップアップ等において、物販や展示に関し優先的な取り扱いを受けることができます。
- 3 区が発行するリーフレット等の各種媒体やすみだモダン公式サイト等において、掲載に関し優先的な取り扱いを受けることができます。
- 4 認証を受けた活動そのもののほか、活動の進展や発展的な取り組みがあった場合に、区からのプレスリース等の情報発信を行います。

すみだモダンブルーパートナーの責務と協力

- 1 すみだモダンブルーパートナーは、認証された活動のPR等を積極的に行い、すみだモダンの理念の周知や地域ブランドの向上につなげるとともに、区や他事業者と連携して、区内産業の活性化及びものづくりのまちへの区民の誇りを醸成していく役割を担っていただきます。
- 2 認証された活動をPRするメディアやツールへのすみだモダンブルーパートナーロゴマーク及びすみだモダンロゴマークの積極的な表示にご協力ください。
- 3 認証された活動の進展や発展的な取り組み等の進捗について、区への積極的な情報提供をお願いします。
- 4 区やすみだ地域ブランド推進協議会が関与するイベント等において、認証された活動の紹介を行う場合があることを事前に承諾し、物品の提供やパネル等の制作に係る資料提供等にご協力ください。
- 5 認証された活動を示す写真や紹介文等をすみだモダン公式サイトや制作物、新聞・雑誌・ラジオ・テレビ等の取材記事・報道に使用することを事前に承諾し、その内容については区やすみだ地域ブランド推進協議会による監修・確認を信頼し、一任ください。

認証事業のスケジュールと方法（令和6年度）

【募 集】令和6年7月17日（水）～9月2日（月）必着

*区役所窓口での応募提出は、平日午前9時から午後5時まで

*応募いただいた後、協議会事務局員によるヒアリングを行います

*審査会前に審査を受ける商品のご提出を別途依頼します

*食品の審査を受ける事業者については、審査会当日に審査員の人数分（8名分）の試食を用意していただきます

【審 査 会】令和6年10月末頃

【通 知】令和6年11月中

【認 証 式】令和6年12月23日（月）

- 1 すみだモダン ブランド認証は、【募集→ヒアリング→審査会→理事会】を経て決定します。

- 2 応募のあった事業者に対し、受付後、順次協議会事務局員によるヒアリング（ヒアリング方法は事務局

で決定）を行います。なお、他薦等、その他当該事業者以外からの情報提供に基づき、協議会事務局から当該事業者へ事前に連絡し、ヒアリングを行うこともあります。

- 3 ヒアリング結果を基に、審査会において審査を行い、その後、すみだ地域ブランド推進協議会の理事会において、すみだモダン ブランド認証を最終決定します。
- 4 審査結果は、区及びすみだ地域ブランド推進協議会がプレスリリースを行いますので、それまでは外部への公表をお控えください。

審査員

すみだモダン ブランド認証の審査員は、すみだ地域ブランド推進協議会の理事と外部招聘審査員によって構成されます。

すみだモダン ブランド認証 応募方法

- 1 下記の書類を揃えて、応募先にメールまたは直接持参、郵送でご応募ください。ただし、メール提出の場合、1通あたりのデータ容量は3MBまでです。なお、応募用紙は、墨田区役所14階産業振興課窓口で配布しているほか、区公式ホームページからもダウンロードできます。

<応募書類>

- (1) 活動審査応募用紙（他薦の場合は、活動審査応募用紙（他薦）） 1枚（※エクセル形式）
- (2) 商品審査応募用紙 1枚（※エクセル形式）
- (3) 参考資料（書式自由） A4判で2枚まで
- (4) すみだモダンコミュニティ プロフィール登録シート 1枚 *未提出の方のみ

【応募先】すみだ地域ブランド推進協議会事務局

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区産業観光部産業振興課内（区役所14階）

電話：5608-6188 メール：BRAND@city.sumida.lg.jp

- 2 同一事業者が、複数件を応募することは可能です。その場合、応募する活動ごとに応募書類をご用意ください。複数の事業者による活動の応募は、全事業者の了承を得たうえで、代表者がご応募ください。
- 3 応募に際して、応募事業者は応募活動に関する自己の権利を保全するために必要かつ適切な措置を自ら講じるものとします。
- 4 応募書類は返却しません。必要があれば、応募前にコピーなどを取りのうえ、ご提出ください。
- 5 ご提出いただいた応募書類の管理および活用については、全てすみだ地域ブランド推進協議会事務局に一任するものとします。
- 6 すみだ地域ブランド推進協議会事務局は、応募書類に記載された個人情報について、本事業の目的以外には使用しません。また、情報の管理については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき厳重に行います。